基本理念 みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい

基本目標 町民と町が協働して築く 福祉のまち いちかい 計画目標 1 相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます

施策展開•具体的施策(P)	計画実施状況(D)	計画達成評価(C)	今後の取り組み・改善事項(A)
1 総合地域生活支援体制の構築	町振興計画に総合相談支援センターの設置を記載した。	点検基準 実践・推進できている:3 実践・推進できているが改善が 必要:2 実践・推進できなかった:1	
(1)総合地域生活支援体制の構築 (総合相談支援センターの設置) 総合相談支援センターの機能	生活困窮者支援として平成27年4月から社会福祉協議会にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、平成28年10月から厚生労働省【我が事・丸ごとの地域づくり推進事業】で「ふくし総合相談窓口」を設置し、相談支援包括化推進員を配置した。 平成29年4月に「市貝町総合相談支援センター」を開設し、アウトリーチを含む相談業務を行っている。	3	今後も多機関と協働して相談支援を行う。
(2)早期のニーズキャッチ体制の構築 ①住民協力のニーズの早期発見、見守り活動	①平成 28 年 11 月から高齢者ニーズ調査を行った。避難行動要支援者名簿を基に、介護保険を受けていない高齢者世帯の生活実態及び医療調査の実施。ボランティアによる社会資源マップの作成を行った。平成29年7月には、介護保険事業計画策定における高齢者アンケートの未返送者等の高齢者訪問調査を実施し415人訪問予定。	3	①ニーズ調査を基に、引き続き次年度課題整理を 行う。
②住民福祉活動拠点における住民による相談機能でのニーズの早期発見	②社会福祉協議会では、町内大字単位での座談会を実施した。福祉推進員の設置を計画していたが、平成29年9月に「おもいやりサポーター」を委嘱し、平成30年1月には民生委員児童委員との顔合わせを行った。		②おもいやりサポーターの研修などを通して 、 活動の幅を広げていく。

③認知症高齢者の早期発見のための金融機関、商 店、企業等の協力事業所づくり	③平成28年も前年に引き続き、高齢者見守り ネットワーク事業を展開している。地元商店と 協力し、認知症高齢者や障害者世帯の見守り、食 材の配達等を実施した。		③引き続き実施していく。
(3)民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制 ①民生委員同士の協力体制づくりのための、隣接地区担当民生委員相互による副地区担当制の導入	①平成 28 年1月に民生委員協議会定例会で意見交換を行ったが明確な回答は出なかった。平成29年度におもいやりサポーター制度が出来たことにより、民生委員児童委員と連携が可能になった。	2	①副担当制については、今後も民生委員協議会で 議題としていく。
②総合相談支援センターとの連携による民生委員 と専門職の協働体制	②出来なかった。		②民生委員協議会で相談支援包括化推進員との事 例検討会を設ける。
③民生委員の役割の分散を目的とした民生委員協力員制度の検討	③平成 28 年1月に民生委員協議会定例会で意見交換を行った。社会福祉協議会が福祉協力員制度(おもいやりサポーター)を委嘱した。		③福祉協力員協力員(おもいやりサポーター)が委嘱された。
④町が主催する民生委員研修の実施	④平成 28 年 5 月に総合相談支援センターの先進地視察(千葉県鴨川市)を行った。平成29年の4月定例会では、新設された町総合支援センターの見学、12月には困難事例の紹介を通して、総合相談支援センターの役割を周知した。		④次年度も事例検討会を定期的に開催する。民生 委員が支援する世帯等の事例を、専門職種を交え てスーパーバイズをする必要がある。
(4)町民に対する福祉サービスの情報提供体制 ①町広報、パンフレット等を効果的に活用し、わかりやすい情報提供に努め、保健・医療・福祉の担当者との連携を強化、窓口からも幅広く情報を提供する。	①平成 28 年度ふくし総合相談窓口(厚生労働省我が事・丸ごとの地域づくり推進事業)では、相談支援包括化推進員が、高齢者訪問調査の際に、制度の説明や支援を行った。ボランティアセンター機能強化としてボランティア活動情報等を広く広報するため、保健福祉センターロビーに、福祉活動情報、ボランティア活動情報のスペースを設置している。	2	①県内外活動情報版と町内活動情報版に分けているが、町内活動情報が少ないため、より多くの団体と連携して様々な情報を発信する必要がある。
②サービス情報、施設情報、団体情報など様々な情報資料について、広報誌やホームページを利用しやすく、手軽に入手できるようにする。	②必要としている方へ、適時情報提供した。		②どんな情報を必要としているかを含め、どういった手段が適切であるか検討していく。

③町社会福祉協議会のホームページを開設し、福	③平成27年9月に社会福祉協議会ホームペー	③ホームページ内で情報を見つけにくいことが判
祉サービス、ボランティアなどの情報伝達体制を	ジを開設。基本的な情報に加え、災害時のボラン	明したため、情報を簡略化して見やすいホームペー
整備する。	ティア募集や義援金情報などの迅速な情報発信	ージにリニューアル中である。
	を行い、ボランティアに関するホームページを	
	構築中。役場には介護事業所ごとの情報スペー	
	スを設けている。	
	④民生委員協議会の中で、委員の中から時宜を	
④民生委員に、情報伝達の担い手の役割として、	得た研修が企画され、平成28年度は認知症サ	④今後も相談、支援に必要な研修を行っていく。
知識習得の研修会等の取り組みを推進する。	ポーター養成講座等を行い、平成 29 年度は、成	
	年後見制度、年金等の講座を開催した。	

計画目標 2 町民の参加による 福祉のまちづくりをすすめます

2 町民参加の基盤整備	社会福祉協議会にCSW (コミュニティソーシャルワーカー)を設置。町民参加の基盤整備を企画している。		地域住民には、誰が主として働きかけを行うかが 課題である。基盤整備に向け、関係者と調整を図 る必要がある。
(1)福祉コミュニティ形成モデル事業 (地域住民の取り組み) ①自治会活動に参加し住民同士顔見知りになる。 ②地域に困っている人のできる範囲で力になる。 ③地域とつながるきっかけの場であるイベントに 積極的に参加する。	①②社協が実施する地域福祉座談会に参加し、 地域の課題に対して、個人や自治会が取り組む 必要があることなどを話し合った。	3	1年目 地域課題の共有化 2年目 課題に対しての目標設定 3年目の活動として、具体的な事業・活動の計画 を実施する
(行政の取り組み) ①各地区の福祉課題の解決に向けた取り組みを支援するための推進拠点の整備に必要な経費を助成し、町内全域へ普及に努める。			(行政の取り組み) ①今後も実施していく。特長のある自治会を紹介 する。
②町広報誌、ホームページを有効的に活用する。	②おりにふれ更新を行った。		②実施自治体などを参考に取り組む。
(社会福祉協議会の取り組み) ①住民主体による地域福祉活動を活発化するために、地区ごとに担当職員を配置し地区内の支援活動を行う。			(社会福祉協議会の取り組み) ①今後も積極的に支援を行う。

②多くの住民が気軽に参加できる住民向けの講座を、地区関係者と協力して自治公民館単位で実施し、地域住民の外出の機会の向上に努める。	②2地区をモデル地区として、公民館活動を活性化し、地域共生社会の基盤づくりを進めた。 成年後見制度普及講座や終章学について理解する総合的な講座を実施した。		②継続的に開催することで、地域住民同士が声を掛け合い乗り合いで公民館や集会所に来る気風をつくることができたため、今後も外出の機会の向上に努める必要がある。
(2)住民交流・住民活動拠点整備事業 1)高齢者・障害者・子どもたちの地域での居場所 (地域住民の取り組み) ①自発的に地域の課題解決に向けて活動できる場 として、役割を担いお互いで支えあえる場づくり に参加する。 ②住民同士の常日頃からの出会いと、世間話が言 える関係づくりを再確認する。	①②社会福祉協議会が実施する障害者の居場所 づくり事業や、NPOが実施する地域食堂に気 軽に参加することができるボランティア活動者 やシニアクラブ会員などが増えた。	3	
(行政の取り組み) ①地域交流の居場所づくりを支援するため、公共施設の空きスペース情報を集約し、有効活用ができる支援体制を検討する。			(行政の取り組み) ①②サポーターを養成して、地域の高齢者が高齢者を支えるような地域づくりを行っていく。(共助)ゆくゆくは自立できるように支援していく。
②地域交流の場の情報を広報誌やホームページで 啓発する。	②出来ていなかった。		
③保健師による健康づくり出前講座を実施する。	③平成 28 年度から元気づくり教室を 4 自治体実施している。平成29年度は12自治体、平成30年度は16自治体実施予定。		③元気づくり教室を通して、住民同士の意見交換 の場をつくるようにする。
④移動手段の広報啓発として、サシバふれあい号 の活用をPRする。	④健康福祉課窓口等でチラシの配布を行い、必要な人には詳しく説明を行っている。		④具体的な利用の仕方を改めてPRする。
(社会福祉協議会の取り組み) ①参加する住民が居場所を運営するための役割を担い、自主的なサロン活動の仕組みをつくる。	(社会福祉協議会の取り組み) ①地域サロン設立を行い2拠点(シニアクラブ 組織)が設立した。障害者の居場所づくりの運営 支援を、旧小貝中央小学校を利用して行った。		(社会福祉協議会の取り組み) ①サロン運営に自己負担が多くなることもあるので、補助等を利用した予算化が必要。
			②サロン参加者固定せずに幅広く募る。

②新しい情報を発信できる拠点としての役割を果たせる居場所にする。 ③地元商店街や商工会へ協力依頼を行い、交通の足の問題による買い物難民の問題を出張販売により解決できる仕組みをつくる。 ④地域の空き家などの情報を参加者と一緒に把握し、スペースの有効活用を図る。	情報の提供を、サロン活動を通して実施した。		③サロンの参加者数が当日まで不明なため、商業者が仕入れ量を設定できない。 ④空き家情報があっても、持ち主が町外者になると調整が困難である。
⑤サロンに参加する方の日常的な会話から、地域が抱える課題の集約に努める。	⑤赤羽(中新田)・続谷に新たなシニアクラブを 設立させ、その他上赤羽自治会活動者にシニア クラブ組織の設立についての説明活動を行っ た。		⑤シニアクラブ役員を地域のアンテナとしての位 置づけにする仕組みづくりが必要である。
2)住民福祉活動拠点(住民による相談機能)(地域住民の取り組み) ①自治会未加入世帯に、加入の働きかけを行う。②自治会が、助け合いの関係を強化し、自治会に入りたくなる雰囲気づくりをする。 ③サークル活動を活性化し、住民同士の交流の強化を図る。		3	
(行政の取り組み) ①自治会組織の活動の把握、先駆的事業を町内へ 周知拡散する。	(行政の取り組み) ①平成 28 年 4 月から町民くらし課で転入者に加入を働きかけるパンフレットを配布。ホームページで自治会の加入を呼びかけている。		(行政の取り組み) ①~③ 他市町での取り組みを参考にして実施する。石下地区の活動など、先駆的な自治会を広報誌で紹介する。
②自治会への加入促進の啓発、福祉活動に取組む。	②自治会加入数 H27 2,817/4,335 世帯 H28 2,712/4,336 世帯 H29 2,689/4,365 世帯 *H29 年は加入率 61.6%である。 県の自治会連合会に加入して先進的な事例を参 考にしている。		
③住民による自主運営事業や、住民の福祉活動を 主体とした地域づくり、まちづくりを支援する。	③町では「自治会活動推進事業交付金」を交付している。		

(社会福祉協議会の取り組み) ①住民による相談機能を向上させるために、出前福祉講座で地域福祉の課題解決のための話し合いへの講師派遣等を行う。 ②老人クラブ(シニアクラブに名称変更)の支援、若手会員の増加運動の実施。	(社会福祉協議会の取り組み) ①平日の中央開催型の講座を見直し、土日などの住民が集まりやすい曜日に地域出前型の講座を、モデル地区を通して実施した。 ②若手役員間の研修事業を実施し、シニアクラブ役員の世代交代を推進した。		(社会福祉協議会の取り組み) ①今後もCSWによる出前講座に取り組んでいく。 ②小貝小学校区に新たに1つのシニアクラブが組織されたため、若手会員間でさらに活動組織を増かす。
③人的支援(ボランティア派遣)、各種助成金を活用 し財源の確保などに努める。	③県社協等の助成金による財源の確保を行った。		③単年度の助成金でなく、複数年度の助成金の確保と共に自主財源の確保を図る。高齢者ボランティアポイント制度の利用。
④地域に潜在的にある課題と住民活動をつなげ、 助け合い活動を支援する。	④自治公民館の研修会を通して、地域共生社会の実現に向けた、住民ができる活動の支援プロセスについての説明を行い、地域の助け合いの必要性を説明した。		④相談支援包括化推進員とCSWが連携しニーズ 調査を参考に、地域ごとの助け合い活動を支援す る。
3)総合相談支援センターの出張相談 (地域住民の取り組み) ①地域の様々な問題を、出張相談所へ情報提供を 行う。 ②地域の情報を把握し、地域の問題解決を自主的 に取り組む。		3	
(行政の取り組み) ①出張相談所機能の広報、啓発に努める。 ②相談から上がった情報を精査し、各関係機関へ繋ぐ。 ③相談所の開設にあたり、開設場所の備品の整備を行う。	(行政の取り組み) ①~③ 平成28年10月モデル事業実施。 ②平成29年4月には総合相談支援センター開設。 (1)相談支援包括化推進員の配置 (2)高齢者訪問を実施 (3)厚生労働省等の研修に参加		(行政の取り組み) 平成 29 年 4 月から、総合相談支援センターの開設。
(社会福祉協議会の取り組み) ①住民が集うサロン活動の中で相談会を定期的に 開催する。	(社会福祉協議会の取り組み) ①土日の集会事業にCSWが参加し、社協へ相 談があった内容を事例として地域に同様の問題 があるか把握した。		(社会福祉協議会の取り組み) ①送り付け商法と気づかずに、お金を支払っている住民もいたため、専門機関と連携していく必要がある。
②心配ごと相談事業の内容を見直し、出張相談機能も果たせるようにする。	②心配ごと相談を残しつつ、それぞれの制度に つなぐことが必要。		②心配ごと相談は、主に傾聴し、制度につなぐ場として継続していく。

③社会福祉協議会が実施するサービスの申請を出 張相談所でも行う。	③必要な場合は、自宅に訪問するなどして、申請の支援を行った。		③ニーズに合わせて、相談や申請につながりやす い場を作る。
(3)ボランティア活動の振興 (地域住民の取り組み) ①日常生活の中でも出来る範囲でボランティア活動を各自が実践する。 ②一人で物事の全てを解決するのではなく、近所で話し合える関係をつくる。	①② "ゆるやかな見守り" について座談会に参加 した住民から推進していく。	3	
(行政の取り組み) ①先駆的な自治会の小地域活動の把握及び広報をする。	(行政の取り組み) ①成年後見制度講座を実施している石下自治会 を見学した。総務課へ情報提供を行った。		(行政の取り組み) ①②自治会活動について総務課担当とも連携し、 活動の把握に努める。
②先駆的活動を実施している自治会へ支援を行 う。	②町では「自治会活動推進事業交付金」を交付している。		
(社会福祉協議会の取り組み) ①出前福祉講座によるボランティア養成講座でボランティア人材の養成を行う。	(社会福祉協議会の取り組み) ①住民の要望をもとに、各種ボランティア要請 講座をモデル地区で実施し、地域でのゆるやか な見守りの推進を図った。		(社会福祉協議会の取り組み) ①サークル活動者を専門的団体にするための資金 と支援者の確保に努める。
②降雪時や有事の際の対応に必要な機材の整備、 貸し出しなどを行う。	②社協の無償貸出保管資材の充実を図った。		②資機材の貸し出しのPRを行う。
③町外のボランティア団体の確保や連携、町内で活動する人々と繋げ自主活動の幅を広げる。	③サークル活動団体等やシニアクラブの町外関係団体との交流の機会を設け、先進地区の活動などの共有を図った。		
④老人クラブ連合会活動を支援し、学区清掃活動の推進及び活動参加者を拡大し、住民総出で取り組み、地域で子ども達を育む環境の整備を行う。	④町内全小・中学校が、シニアクラブと複数回協力して環境整備(剪定・除草)を行い、学校との連携会議を実施、シニアクラブ会員が授業の支援等を行える環境整備を行った。		④現役世代の方々と直接的に連携する事業(刈払い機の使い方講座)等を学校と共同で実施し、学習環境の維持に努める。
⑤ボランティア活動を強化するため、夜間や休日 の養成講座を開催する。	⑤二ーズの多い、土曜日や夜間に講座を開催した。		⑤今後も参加しやすい日時に開催する。

(4)住民の福祉理解の促進 (福祉教育) (地域住民の取り組み) ①地域での生活を続けていくために解決すべき課題などを、自治組織の中の問題として具体化する②福祉について学ぶ機会を増やすため、自治公民館などでの出前福祉講座を活用する。 ③生涯学習事業や福祉講座などに積極的に参加する。		2	
(行政の取り組み) ①福祉に関する生涯学習講座や研修講演会を開催する。 ②学校(学習環境、生活環境整備)への支援を行う。	(行政の取り組み) ①②生涯学習課の人権学習で「障害」をテーマ に、車いすユーザーの方の福祉教育を実施した。		(行政の取り組み) ①②今後も企画していき、公共施設の活用の協力 体制を図る。
③自治公民館活動への支援を行う。	③出来ていなかった。		③自治公民館での福祉講座の開催をPRする。
(社会福祉協議会の取り組み) ①当事者団体や教育機関と連携し、若い世代にむけての福祉交流の機会を作る。	(社会福祉協議会の取り組み) ①企業や当事者と連携し、学校やPTAとも連携 して福祉教育を実施した。		(社会福祉協議会の取り組み) ①現役世代の参加者を増やすように努める。
②出前福祉講座の普及・啓発及び実施する。 ③地域の実情に沿った、福祉教育プログラムを地域住民とともに組み立てる。	②新聞等メディアを利用して、福祉教育の啓発を行った。 ③企業・地域・当事者組織と共同でのプログラムを立案した。		②地域行事で福祉教育に取り組む地域の募集を行う。 ③地域資源(公民館施設・道の駅) などの住民拠点資源の活用を図る。
④当事者団体の事業内容の見直しを行い、地域福祉の向上に努める団体として機能を果たせるように支援する。	④昨年に引き続き、出前講座等で当事者団体を 講師として参画していただいた。		④当事者団体の人員の増加を図る。
(5)子ども福祉会議の開催、小学校・中学校での福祉学習の推進 (地域住民の取り組み) ①子どもたちが好む行事に取り組み、顔の見える 関係をつくり、地域での見守り活動を行う。 ②福祉学習などの機会に家族で参加する。 ③高齢や障害について家族で理解しあう機会をつくる。		3	
(行政の取り組み) ①子ども福祉会議などの取り組みを整備し実施できる環境をつくる。	(行政の取り組み) ①各小・中学校(小6・中学生)と町長との懇談会 を実施して、子どもの意見を聞き町施策に取り 入れる機会を設けている。		(行政の取り組み) ①子ども福祉会議を実施できるよう取り組む。

②教育機関が積極的に福祉理解の学習に取り組める環境づくりにつとめる。	②保育所では、隣接するデイサービスセンター利用者との「すこやか交流会」を定期的に実施し、児童と高齢者との交流を推進している。小学校では福祉委員会で介護施設・保育所を訪問し事業を実施。福祉教育では、妊婦体験を行った。中学生は高齢者とふれあいゲートボールを実施。また、保育所や介護施設で職場体験を行った。各小中学校とも高齢者を各種学校行事に招待し、交流、ふれあい活動に取り組んだ。	②社会福祉協議会等と連携して取り組んでいく。
③学校の空きスペースの有効利用など、住民と児 童が自然にふれあえる環境の整備を行う。	③高齢者が学校の環境整備(剪定・除草)などに協力した。高齢者ボランティアが、むかし話や遊びを学校に出向いて教えた。	③学校と調整・連携を取りながら企画していく。
(社会福祉協議会の取り組み) ①福祉教育の内容をさらに展開し、学校との連携 を強化して学校で取り組みやすい福祉学習環境を 整備する。		(社会福祉協議会の取り組み) ①関係機関と連携しながら、引き続き実施してい く。
②出前福祉講座において、子ども福祉会議が開催 できる内容のプログラムを整備する。	②子ども達の学習ニーズと、学校の学習指導案を基に学習プログラムを立案した。	②地域連携教員と福祉教育に関わる学習指導案を 立案する。
③子どもたちが学んだ内容を、広報誌やホームページを活用し住民へ周知する。	③県域の福祉教育の事例として市貝町の福祉教育が取り上げられた。	③学校PTAと連携し、保護者全員に情報を発信 できるようにする。
④小中高校生と各世代を分けない横断的な繋がりを育む交流の場の整備を行い、地域住民と若者が話し合いのできる場づくりを推進する。		④高校生サークルの組織化とプラットフォーム (基盤)づくりを行う。

計画目標 3 町民の参加の災害時の支援体制づくりをすすめます

3 避難行動要支援者体制	避難行動要支援者対応マニュアルは作成済である。名簿掲載者の同意を確認して関係機関に配布した。		災害対策基本法の改正に伴い、社協と民生委員が 関係者に位置づけられた。情報共有が課題である。
(1)避難行動要支援者の把握と自治会への情報提供		2	

①高齢者、要介護者等特に避難や避難所の生活に 支援を必要な方を対象に避難行動要支援者を把握 する。 ②民生委員児童委員の訪問や見守りネットワーク、関係団体により避難行動要支援者の実態を把 握する。			①②地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町と民生委員等(コーディネーターとしての役割)が中心となって、具体的な避難方法等について個別計画を作成する。具体的な作成方法を検討する。
③平常時に、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に避難支援等関係者に名簿を提供する。 ④災害発生時には、避難行動要支援者の避難支援等のため、本人の同意にかかわらず、避難支援等関係者等に名簿情報を提供する。 ⑤町は、名簿情報を避難支援等関係者に提供する場合、個人情報保護に配慮する。	③④⑤関係機関に名簿提供した。 平成 29年度中に民生委員協議会で名簿の確認 を行う。		③④⑤平常時から名簿情報を広く支援等関係者に 提供することについて説明し、意思確認を行う。 情報管理を図るよう必要な措置を講じる。(担当 する地域の避難支援者に限り情報提供する。施錠 可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しな い、研修会の開催等)
(2)避難行動要支援者の避難計画の策定 ①避難行動要支援者対応マニュアルの内容を周知、防災訓練の充実を図る	①民生委員協議会で周知を行なった。	2	①防災訓練担当課との調整が必要であるが、指定 福祉避難所と合同の防災訓練を開催する。
②社会福祉協議会で防災講座を実施、広報活動を通じて防災意識を図る。	②町内のイベント(町民祭)を活用して、災害時 備蓄品の説明及び提供し、防災に対する啓発 を行った。		②災害に対する危機感を継続してもつための研修 を検討する必要がある。
③被災時に避難行動要支援者の把握と救助が迅速に行える体制づくりに努める。 ④地区ごとに近隣の高齢者世帯や障害者と日頃からコミュニケーションを図り、災害時に連絡・避難・救助活動が行えるように努める。 ⑤避難行動要支援者台帳の周知に努め、新たな支援者の把握等、情報の収集、更新を定期的に行う。	③④⑤⑦名簿作成、民生委員・相談支援包括化推 進員の訪問。 平成29年9月現在 高齢者 登録者 622人 障害者 登録者 49人		③④⑤⑦災害時に要支援者支援を適切に進めるためには、災害に備えた平常時のしくみづくりが必要である。避難支援においては、要支援者本人の自助努力が大切であり、避難支援等関係者はそれを支援していくことが望ましい。住民の自主的な活動により地域の防災力を高めることも大切であり、その構築が課題である。
⑥福祉避難所の整備、運営支援を行う。	⑥社会福祉法人と福祉避難所の協定を締結し た。		

⑦地域の要支援者の支援活動を継続的、専門的に 担うことのできる人材を育成する。			
(3)災害時支援体制と福祉避難所の設定 ①保健福祉センターを、女性や子育て家庭向けに	①具体的な設定は行わなかった。	2	①災害時に実施できるよう計画する。
分ける。	(大学にからは人には1317かながり)に。	2	
②社会福祉協議会は、要支援者に対する食糧、医薬品、おむつ等の生活必需品等の調達を行う。	②乳幼児・高齢者、障害者向けの非常食の 備蓄を行っている。		②行政と社協が連携し、水、生理用品、オムツなど の消耗品の備蓄保管場所と保管方法の検討してい く。
③介護施設等と協定を結び、災害時に必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者や要支援者の避難が行えるよう、町内はじめ、近隣の施設と避難の受け入れに関する災害協定を結ぶ。	生時における町と町内郵便局との協力に関する		③福祉避難所の理解、周知を行なう。
(4)中学校と連携した災害時避難体制の構築 小中学生が防災学習を通じて、災害時に学校が避 難所となったとき自分たちに何ができるかを考え る。		2	福祉学習を通して考えていく。

計画目標 4. 社会福祉協議会の機能強化をすすめます

4. 社会福祉協議会の機能強化			
(1)日常生活自立支援事業の充実と法人後見 ①日常生活自立支援事業における生活支援員充実	①生活支援員については基幹社協の指示により、利用者の増加がないと支援員増加は難しいとの見解である。	3	①基幹社協(真岡市)との支援員増加に関する協議する。
②出前福祉講座による普及・啓発活動	②身体障害者団体の集まりの中での啓発事業の 実施、シニアクラブモデル地区での啓発事業を 実施している。		②引き続き、啓発事業の展開を行う。
③法人後見制度導入に向けての準備	③県社協主催の法人後見受託社協の報告会に参加し、県内社協の法人後見についての状況の把握に努めた。		③組織の基盤強化及び有資格者の増員に努める。

	T		
(2)社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー配置 ①生活困窮者への支援体制の強化	①CSWによる地域資源の開拓を行い、住居・就 労先・支援者情報のデータを県東ワーカーと共	3	
②地域課題への早期発見・早期対応	有し支援体制の強化を行った。 ②包括化推進員と共に高齢者の実態調査を行っ		 ②座談会の場等で課題の把握を住民同士ができる
	た。また、シニアクラブや地域での会合の際に出向き情報の把握に努めた。		関係性をつくる。
③セーフティーネットの構築	③社協広報紙・ホームページ、子育て支援会議等において生活福祉資金・フードバンク・安心生活支援(社協独自の通帳管理)の支援制度詳細を紹		③相談者のニーズに合わせた町独自制度の制定及 び制度運営維持に関わる財源を確保する。
	介した。		
(3)社会福祉協議会が総合相談支援センターの一部を担当		3	
①総合相談支援事業の展開	①平成29年4月より国モデル事業「多機関協	O	
	働による包括化支援体制の構築事業」「地域力強		
	化推進事業」の受託を行い、包括化推進員2名C SW1名を配置し、相談支援と地域支援の役割 を分け、事業を推進している。		
	<u>後知り、事業を推進している。</u>		
②地域での相談業務の展開	②座談会や地域啓発事業の際に、消費者トラブル問題の相談等を行い、2件(多田羅2件の相		②継続的に相談の機会を設ける
	談を受理し関係機関への情報提供及び予防に関 しての情報提供を行う。		
③福祉サービスの迅速な対応	③相談者への迅速な対応ができるよう、決裁者 の見直しを行い、即日対応できる仕組みにした。		③引き続き多機関が協働して対応の強化を図る。
(4)住民交流・住民活動拠点の運営			
①多世代交流事業の実施	①学校の授業支援、多世代交流学習等へのシニア世代や講師になりうる住民のマッチングを実施した。	3	①学校の空き教室を利用しての地域住民による活動を展開する。
	(赤羽小2件 市貝小2件 市貝中1件)		
②ボランティアセンター機能の強化	②保健福祉センターロビーに、住民が自由に利用できる情報掲示板を利用して啓発活動を行っ		②町内のボランティア活動情報を充実させる。
	用できる情報掲示板を利用して各発活動を行うた。		
③ボランティア育成	③サークル活動者を支援し、住民に見える活動 の支援を行った。		③新たなサークル活動の発足支援を行う。

④小地域サロン活動の実施	④地域サロンの設立・運営への支援を行った。 (2カ所 多田羅・石下)	④座談会を通して住民活動の場の実態を把握する。
(5)福祉教育、ボランティア活動の推進 ①多くの関係者と構築する福祉教育プログラムの 開発	①当事者の方と学習プログラムを構築し、町内の施設等を利用し、学校から最寄りの福祉施設までのフィールドワークの実施を行う。また、メディアにも事例の情報提供を行った。昨年に引き続き、市貝町社協の福祉教育の事例について県のモデル事業の指定を受け財源の確保を行った。	①赤羽小学校区での活動が少ないため、強化地区 の指定等の検討が必要である。
②地域住民向け出前福祉講座の実施	②成年後見制度・債務整理・終章学について住民 同士で学ぶ座談会を月1回ペースで、モデル地 区内で実施した。	②モデル地区が(2小学校区)のため、次年度は小 貝小学校区にモデル地区を1カ所指定。
③ボランティア活動の機会創出	③NPOや地域活動団体へ積極的な助成金の情報の提供及び、資金確保に関わる支援を行った。	③ボランティアポイント制度を活用し、福祉教育 に繋がる機会を創出する。

基本目標 5 福祉人材の養成・確保をすすめます

(1)福祉人材の養成・確保			
(1)福祉人材の養成・確保 ①福祉系大学と連携した福祉関係人材の確保 ②福祉関係国家資格取奨励策の検討 ③研修参加奨励による人材の育成	保健師の地域看護学習について、役場で受け 入れを行っている。	2	福祉人材の養成・確保に努める。